

国立大学法人大分大学長期戦略等策定会議規程

平成17年9月22日制定
平成17年規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第12条第2項の規定により、国立大学法人大分大学長期戦略等策定会議（以下「策定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 策定会議は、学長からの指示に基づき、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を学長に報告するものとする。

- (1) 法人の将来構想に関する事項
- (2) 法人の経営戦略に関する事項
- (3) 法人の中期目標・中期計画に関する事項
- (4) その他学長が指示する事項

(構成)

第3条 策定会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する学長特命補佐 3人
- (3) 学長が指名する教員 各学部2人
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 研究推進部長
- (7) 財務部長
- (8) 学生支援部長
- (9) 医学・病院事務部長
- (10) その他学長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 策定会議に議長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 議長は、策定会議を招集し、その議長となる。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 策定会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を策定会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 策定会議は、個別の事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第9条 策定会議の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年規程第92号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号に規定する最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年9月30日までとする。

附 則（平成17年規程第127号）

この規程は、平成17年11月16日から施行し、同年11月1日から適用する。

附 則（平成17年規程第131号）

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成18年規程第25号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第114号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第30号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第64号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学将来計画会議規程（平成18年規程第9号）は、廃止する。

附 則（令和2年規程第35号）

この規程は、令和2年4月13日から施行する。

附 則（令和2年規程第62号）

この規程は、令和2年9月28日から施行する。